

交渉情報	NO.87	日本郵便(株) 信越支社 金融営業部
JP労組 信越地方本部	2016年4月15日	添付資料:1枚

新潟・新発田ブロック社員技術交流のための 兼務発令について

日本郵便(株)信越支社は、本日(4月15日)「新潟・新発田ブロック社員技術交流のための兼務発令」について地方本部に説明してきました。

実施にあたっての詳細については添付の支社資料を参照してください。

兼務対象者

新潟ブロック

【保険】新潟中央局6名 新潟西局2名 白根局1名 三条局4名 見附局1名
燕局1名 加茂局1名

【がん保険】新潟中央局2名 新潟西局2名 見附局1名 亀田局1名 巻局1名

新発田ブロック

【保険】新発田局3名 新津局2名 村上局1名 豊栄局1名 阿賀野局1名

【がん保険】新発田局1名 新津局2名 中条局1名 村上局1名

兼務発令期間

2016年4月25日(月)～2017年3月31日(金)

内命2016年4月15日(金)

今回の施策実施にあたり以下の3点を会社に求めました。

- ①本施策について、兼務先局・兼務元局および兼務社員・兼務先社員からアンケートを行うなど効果検証を行い地本へ情報提供すること。
- ②本施策はあくまで社員のスキルアップが主な目的であり、趣旨を逸脱した運用としないこと。
- ③1年間の兼務となるが、特に冬期間での交通事故等に注意するよう当該社員に指導すること。

該当支部(新潟支部・下越支部・新津支部・西蒲原支部・三条支部)においては、不適正な事案や個別の問題等がありましたら、支部対応をするとともに、地方本部にも連絡をお願いします。

【労使対応】支部窓口